



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2010 推進ニュース

— 介護ウェーブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

**不在者投票施設の指定基準が「50人以上」から「20人以上」に緩和
粘り強い要請で小規模施設でも参政権を認めさす「風穴を開ける」ことができました! (石川)**

昨年9月、40床の特養なんぶやすらぎホームで、選挙の「不在者投票」ができるように指定を申し入れましたが、審議の結果却下されました。多くの都道府県では50人未満の施設でも指定を受けることができるよう弾力的に運用をしていますが、石川県は、選挙事務体制が取れないことを理由に収容人数50人未満は認めないとしています。

このような状況から、昨年に引き続き、石川県選挙管理委員会に対し「不在者投票所の指定基準の弾力的な運用を求める要望書」を提出し、5月14日に石川県総務部と懇談を行い、坂口施設長（特養なんぶやすらぎホーム施設長）ら7名の職員の他、入居者からも3名が参加し、朝日新聞等のマスコミも取材に訪れました。懇談では、選挙で期日前投票所への入居者を案内する苦勞や、入居者の想いなど申し入れました。

入居者の方は、「私は、選挙（投票）できるようになってから、欠かさず行ってきた。なんぶやすらぎホームに入居して、期日前投票に行ったが、場所も狭くごちゃごちゃしており、立会人も含め元気な方を対象としていて、投票しづらかった。住所は？生年月日は？と聞かれても混乱し、いつもなら答えられることもわからなくなる。いつも生活している場所で、静かにゆったり投票できるようにしてほしい」と、県担当者に切実な思いを伝えました。また、職員からは、「前回の選挙では、期日前投票に行った方は10名でしたが、寒くて具合が悪くなるからと行けなかった方は2～3名います。でも、寝たきりの状態で期日前投票に車で移動して行けない方はお連れできないので、声をかけていません」と、実情を訴えました。

その後、5月19日に、石川県選挙管理委員会が開催され協議された結果、50人以上の要件を20人以上とすることが議決されました。われわれは「抜穴をふさぐ」ではなく、小規模施設でも参政権を認めさす「風穴を開ける」ことができました。

(2010年5月19日 社会福祉法人やすらぎ福祉会 酒井秀明専務より)

小規模施設にも「投票の場を」

2010年05月19日

朝日新聞（石川県版）で報道



小規模施設への不在者投票所設置を県選管に訴える施設の入居者ら＝14日、県庁

◇金沢の特養ホームが要望
◇

施設に入っても投票したい——。選挙時の不在者投票所の設置を巡って、金沢市の

「不在者投票施設の指定基準」問題のポイント!!

総務省は2007年1月に「統一地方選挙の管理執行について」の通知を発出し、不在者投票施設の指定基準について「概（おおむ）ね50人以上の人員を収容できる施設としているが、都道府県の判断で指定できる」ことを明記しました。この通知を出した理由について「50人以上でないと認めないと杓子定規にとられると、1人でも多くの方が投票できるようにという制度の主旨を損ねてしまうため」としていました。この通知によって、当時、沖縄県では「50床以上」の制限を撤廃しています。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp